職業教育研究開発

Vocational Education and Training
Research, Development and Innovation

2018.7.15

第5号

人に、社会に、輝きを。 KEISHIN 敬心学園

編集・発行：学校法人敬心学園
職業教育研究開発センター　川廷宗之
〒169-0075　新宿区高田馬場2-16-6
TEL：070-5455-9072

今号は「研究」を特集化

ご存知の方も多いと思いますが、“**敬心学園”での研究並びに発表の場**を整理すると下記となる。研究のPDCAについて、職業教育研究開発センター川廷センター長より12ページからお伝えするが、高等教育の中でこういった研究事業に力を入れて取り組みをする法人は多くは無く、恵まれた環境にある。

本年度進行する研究

７～１１ページに各種研究の報告を掲載する。
Ⓐ８つの研究班が活動する。（下記、掲載内容欄を参照）継続した研究で、現時点、一時的に休止している班もあり、掲載は研究班順とはなってはいない。
Ⓑ本年度３プロジェクトが審査を通過、内２本掲載（１本はリーダー体調不良により休止中）

研究の場の支援

Ⓐ職業教育研究開発センター研究プロジェクト
センター員・登録した研究員がリーダーとなり推進する研究事業。
研究内容は、公開研究会や成果報告会等、事業ごとに開催し発表。

Ⓑ敬心・研究プロジェクト
敬心学園の共同研究奨励をする。
年度ごとに事業計画を提出し、審査通過したプロジェクトに一定以内を予算補助。
結果は「敬心・研究ジャーナル」掲載。

発表の場・メディア

①学術研究会
②敬心・研究ジャーナル

①敬心学園の研究発表の場。
年度ごとに実施する。
来年度に向け目的・ターゲットなど検討・実行する委員を各校で選任中

②敬心学園の研究発表誌。
年2回発行。
第2号第１巻が先日発行。
次号　第２巻第２号　（募集中）

第 5 号 の 掲 載 内 容

	1	敬心学園における研究・発表の機会　学校法人敬心学園　職業教育研究開発センター
連載	2	**高等専門教育　5つの改革と改善**　全国専修学校各種学校総連合会　顧問 学校法人敬心学園理事長　小林光俊
特集	4	**第15回　敬心学園学術研究会報告**　学校法人敬心学園　職業教育研究開発センター
特集	7	**職業教育研究開発センターの研究プロジェクト報告（所属略）** 第1研究班「介護過程研究」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・吉田研究員 第2研究班「20年後の介護ニーズに関する研究（団塊の世代の介護）」・・・・・・・・・川廷 第3研究班「外国人留学生の学習支援」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・蔵本研究員 第4研究班「介護機器活用（ロボット活用等）の研究」・・・(休止中)・・・・・・・・川廷 第5研究班「心理的支援に関する研究」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・高塚特別研究員 第6研究班「職業実践専門課程評価に関する研究」・・・・・・・・・・・・安岡研究員・北出 第7研究班「介護福祉事業の管理者養成に向けたeラーニング活用によるモジュール型 学修システム構築プロジェクト事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・菊地・杵渕 第8研究班「地域活性化学習プログラム開発」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・北出
特集	11	**敬心・研究ＰＲＪ報告**（所属は共に　臨床福祉専門学校） ・高等教育における「低意欲学生」の傾向把握と改善案の検討 ～学習意欲改善による休退学者減少を目指して～　町田志樹 ・中途退学防止のためのHyper Q-Uの活用　～学生のいい学びを目指して～　土手延恭
特集	12	**研究のPDCAをまわす**　学校法人敬心学園　職業教育研究開発センター　川廷宗之
資料	14	改変された「専門実践教育訓練給付金」　学校法人敬心学園　職業教育研究開発センター
募集 周知	16	9月29日　第7回公開研究会　「介護におけるﾀﾞｲﾊﾞｰｼﾃｨをどう進めるか」（募集） 「敬心・研究ジャーナル」第2巻第2号　投稿原稿募集と執筆要領改訂（募集・周知）

連載

高等専門教育　5つの改革と改善

全国専修学校各種学校総連合会　顧問
学校法人敬心学園　理事長
小林　光俊

東専各・全専各連会長としての活動を振返る

3期6年の東京都専修学校各種学校協会(「東専各」)会長、続いて3期6年の全国専修学校各種学校総連合会(「全専各」)の会長を担ってきました。今回、顧問になるにあたって、これまでに高等教育の改革・改善として実現したことを整理し、これからの課題についてもお伝えしたいと思います。

目から鱗が落ちた　フィンランド視察

東専各会長時代、東京都私学財団より依頼を受け、団長としてフィンランドの高等教育視察に行きました。その後複数国（独・豪・米・英など）を視察しました。その中で、日本の「専門学校を中心とする職業教育」「大学等を含めた高等教育」が、国際社会といかにずれているかを感じ、目から鱗が落ちる思いをしました。

私が訪れた多くの先進国には、複線型教育（アカデミックラインとプロフェッショナルライン）があり、プロフェッショナル人材養成に圧倒的多数の学生がいました。これに対し当時の日本は、大学がアカデミズム中心の人材養成を行う高等教育機関であり、職業教育ラインは医療系などの一部の資格制度に基づくものを除き専門学校のみでした。職業教育ラインが高等教育機関として正式に国際社会に位置づけられておらず、国際化が求められている時代に、教育機関としての国際通用性が確保されていませんでした。これは大きな問題であると感じました。

当時、日本では大卒後就職できない学生が３割、就職後3年以内の離職者が3割いました。まさに、６割の大卒の方たちが学び直しを要していたのです。

敬心学園ではそのニーズに対応し、大卒の学び直し社会人（経験者）を中心に考えたことで、社会人学生が7割以上という状態をここ20数年継続しています。

国際社会では、応用科学大学（現在の日本でいう専門職大学）やプロフェッショナルスクールで、バチェラー・マスター等と一緒に受験資格や（国家）資格を得ることができます。こういった背景のもと、日本でも教育制度の改革、複線化（アカデミックラインとプロフェッショナルライン）が必要と考えました。そして専修学校の各県会長の理解と支援のもと、専修学校等振興議員連盟の国会議員の先生方の力強いバックアップもあり、文部科学省担当官の協力で、新制度の創設など、**以下の5つの改革と改善**を進めることができました。

①　職業実践専門課程　大臣認定へ

複線型教育の実現を提案する中で、最初に実現したのが、今年5年目となる職業実践専門課程の大臣認定です。制度設計にかかわり、教育再生実行本部や議連に働きかけ、教育再生実行会議へ教育の複線化議論推進をするように進言しました。結果、大臣認定が実現しました。この認定は現在、全国の専門学校の38.9％の学科、学校数では33.8％（*）となっています。

（*）2018年5月文部科学省学校基本調査より

今年5月からは、文部科学省より職業実践専門課程を認定する「認定書」が発行されるようになりました。

②　専門職大学制度の創設

短期大学制度の導入以来、55年ぶりの高等教育制度の改革です。職業実践専門課程が先

導的取り組みとなり、専門職大学制度は実現しましたが、2019年開学となり、今後はその実績をつくっていく時です。

③　給付型奨学金の専門学校生への導入

国立大や有名私大に行く学生は裕福な家庭の出身が多い。成績が良いのは、小さい頃から家庭教師をつけるなど教育環境が整っていることが多いからです。

だが、支援すべきは「経済的に厳しいから4年間は学べず、2年間専門学校で学び、早く社会に出て経済的にも自立したい」という“経済的に厳しい状況にいるが、専門教育を受け、職業人として活躍しようとする意欲ある学生”です。この学生を支援できるようなしくみの検討を政府にも訴え、日本学生支援機構の奨学事業運営評議会の委員にもなりました。

日本学生支援機構では、旧来の奨学金は成績の良い学生が無利子の対象で、高校の成績評価3.5未満は有利子でした。そして「給付型は税金をあげることになるのだから、評価はより高く、4.0以上にすべき」という意見もありました。そこで私は「それでは格差を広げてしまう。必要なのは国民全体の底上げであり、経済的には厳しいが、学ぶ意欲が高い学生にこそ支援をすべきである」と力説しました。

こうして給付型奨学金制度は、大学生と対等に専門学校生にも同じ制度として道を開くことができました。そして、＜学びたいが経済的支援が必要な意欲高い学生から支援をする制度＞が決定し、今年４月から本格実施されました。

④　経済困窮者への「授業料減免制度」導入

経済困窮者として東日本大震災の被災者の授業料を減免した際に、その2/3を国が補填する。この制度は、私学助成金を使用するため大学だけが対象でした。私学助成制度に専門学校は入っていませんでしたが、被災3県の学生が都内の専門学校にも600人強いましたので、文科省へ働きかけをしました。が、そこでは道が開けず、当時の民主党政権へ「弱者救済をしないで民主政権なのか」と複数回にわたり働きかけをし、専門学校の授業料減免をする基金が導入されました。

その後も経済困窮者への授業料減免制度を専門学校生にも導入できるように依頼し続け、現政権の「新経済パッケージ」で実現することが決定されました。

⑤　短期プログラム認定制度の導入

職業実践専門課程は2年以上ですが、例えば大卒社会人対象の社会福祉士や精神保健福祉士養成コースなどは2年未満です。「社会人の学び直しや、リカレント教育も重要であり、2年未満コースも支援すべき」と文科省にお願いし、制度導入が決定しました。職業実践専門課程と同様に、文部大臣認定制度となり、いくつかの助成制度や厚労省の雇用保険対応の助成制度策の導入が可能な「短期プログラム認定」制度が実現できる見込みです。

主に3点ある　今後の解決すべき課題
～全専各連の顧問としてバックアップ～

①留学生受け入れ・在留資格付与

日本は少子化そして人口減少社会となっていく中で、介護では道を開きましたが、他の分野も含め、**大臣認定である専門課程では優秀な留学生を受け入れ、卒業者へは在留資格を与えていくことが必要**であり、それがないと地方創生や日本活性化は進まないと考えています。これが、1つめの解決すべき課題です。

②運営費補助制度策の導入

2つめは、**大学の私学助成制度に匹敵する運営費補助制度を専修学校の全課程に開いていくこと**です。学種による差異があるのは日本だけです。

③国際通用性担保への資格枠組みづくり

3つめは、職業教育のアジアのハブになるためにも、EQF(European Qualifications Framework）の様な、**国際通用性のある日本の高等教育全体を評価できる制度、国家資格枠組JQFをつくること**が必要と考えています。

（談）

特集

第15回学校法人敬心学園　学術研究会　開催報告
「保健・医療・福祉が社会に果たす役割－企業、地域との連携―」

5月27日　来場総数163名　青空のもと開会

会場となった日本福祉教育専門学校の高田校舎では予定した10時、会頭である川廷 職業教育研究開発センター長より、「学術研究会」の歴史と意義、課題解決を、研究をしていく大切さなどの挨拶から開始。続いて町亞聖氏による講演の後、昼からはポスター発表、各分科会、そしてシンポジウムへと進み、理事長のご挨拶をもって無事閉会した。（分科会やポスター発表の概要は配布済の抄録や、12月発行の敬心・ジャーナルで確認いただきたい。）

町亞聖氏　講演　　「利用者の立場からみたサービス連携への期待」

介護保険も無くバリアフリーという言葉も知られていない時代。家族が介護を担うのが当たり前とされる中で、病で重度障害者となった母親の介護に直面したのは町氏がまだ18歳の時。その後、アナウンサーを経て、報道局では厚生労働省担当記者としてがん医療、難病、パラリンピックなど医療や介護の現場を取材し、多くの“声なき声”に耳を傾けてきた。活動の幅を広げるためにフリーアナウンサーとなり現場取材だけでなく、医療や介護の勉強会を主催するなど啓発活動にも尽力。介護家族の当事者として、また“伝える専門職”として介護と医療に向き合い続ける数十年の経験を講演。

町氏の話は「課題を“見える化”するためには、まずは介護をする家族も介護職も問題を一人で抱え込まないことが重要。介護保険制度に「地域包括ケア」という言葉が盛り込まれてから10年以上が経つにもかかわらず、未だに多職種の連携に手を拱いている地域が沢山ある。医療と介護が連携するは当然のことで、大切なのはそれぞれの職種がプロとしてどう力を発揮するのかということ。「医療と介護のルールが違う」ことを連携が上手くいかない理由にする人もいるが、そもそもルールが違うのは分かっていたことで、お互いの専門性を生かすためのコミュニケーションが必須となる。介護保険がスタートして18年が経つのに介護殺人が無くならないのはなぜか？家族が弱音を吐けず、第三者に助けを求められない状況があるということであり、また医療職と介護職がプロの力を出し切れていないからではないか」と始まった。「車椅子の生活となった母の本当のリハビリは自宅に戻ってからが本番だった」物理的なバリア(*動線・扉・段差等）だけでなく、障害者は何も出来ないという社会が抱える偏見や無理解との闘いでもあった。その中で“出来ないことではなく出来ることを数える”などの「発想の転換」をするというポイントも明確であった。（右上）そして「“住み慣れた地域・我家で最期まで”という言葉はとても魅力的だが、”在宅での看取りは可能か“（右）を考える様々な数字を事例にあげて、難しい課題への挑戦になる」と、母親への末期がんの宣告を受け在宅を選択した経緯や家族の手で看取った経験を語る。町氏は病院のチームケアもあり在宅を選択できたが、「病院と在宅の大きな違いはナースコールが無いこと。その中で家族に求められるのは“覚悟と決断”だ」と話す。

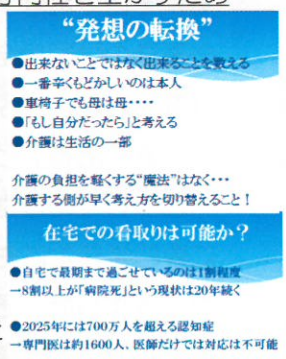

また「本人が家族に負担や迷惑をかけたくないから本音が言えないという状況も在宅を阻む一因の一つ」と指摘。「家族に言えない本音を引き出せるのは第三者であり、本人や家族の想いに気づき、背中を押す、見守る、信頼されるプロになる事が、専門職に求められること。」、「正解は一つではない。」「納得し、選択（×医師におまかせする、〇家族で話し決断する、介護・医療スタッフとコミュニケーション）することが大切。」と自身の在宅介護談を終える。

続くひだまりハウス(※）よりゲスト（荒木由美子さん・城戸真亜子さん・砂川さん・ねじめさん他）の家族介護や若年性認知症当事者の事例、専門家を交えた勉強会(*2)などからいくつもキーワードを頂いた。

・「あたり前のことをあたり前に。」「各専門職がプロとして課題にあたる“病気を治す以外の在宅医療・ケア”

減薬・栄養管理やれることは沢山ある。」在宅医療カレッジ（*2）では 家族・本人の立場でコメント

・「覚悟が決まっていれば死に場所はどこでも良い。天国では会いたい人に会える。」ホスピス医山崎氏

・「試される地域力。血の繋がりではない、これからは地域の繋がり。」地域の集まり（高田馬場）

そして、「施設も地域の一員という発想の転換をして、介護の現場のチカラで入って良かった、地域にあって良かったと思われる施設をつくってください。そして“おかしいことには声を挙げて”」と講演を締めくくった。

（※）ニッポン放送：ＨＰでバックナンバーの聴取も可能

浮谷先生・西原氏による進行で2会場で4演題のポスター発表

・「専門職連携の効果～課題別分析～」（塩澤和人　他）

・「肩貞と臑兪～所属経脈と経穴の配列について～」（山本真吾　他）

・「子育て支援を目的としたグループワークの検討～新年度に向けて～」（鈴木 信子）

・「認知症カフェとしての地域貢献～日福としての活動と課題～」　（笠原直美）

5会場で実際された分科会　各テーマ

福祉分野1　座長　原葉子先生

・「弱い家族介護者」の出現
　～ヤングケアラー、男性介護者、認認介護者、老老介護者、遠距離介護者などの登場～（河本秀樹）

・家族の意向を取入れた特別養護老人ホームにおける看取りケアの１事例（鈴木 貴文　他）

・S病院 介護療養病棟での個人音楽療法～感覚性失語症A氏の“思い出を喚起させる音楽”との出合い～（田畑千絵）

・介護福祉職の挫折経験の乗り越えと成長に関する調査研究（松永繁）

福祉分野1.2　座長　中西和子先生

・社会福祉法人T幼児デイサービスでの集団音楽療法～音楽の楽しさを利用して自発的な発言を促す～（筧(めぐみ)

・きて解決、いて心地よい図書室を目指して　～学生にとって使いやすく、心地よい環境の工夫～（鈴木八重子）

・新幼稚園教育要領・保育所保育指針等における「規範」(2)
　～領域「人間関係」と人間関係化された「規範」～（安部高太朗　他）

・保育学言説における〈保育-教育〉のコントラスト（２）～ 保育内容総論のテキスト分析から ～（鈴木康弘　他）

医療分野1　座長　阿部英人先生

・居宅支援関係者へのアンケート調査からこれからの訪問リハビリを考える
　～群馬県西吾妻地域での取り組み～　（杉田謙太郎　他）

・「江東ことばの相談室」利用者の動向調査　～開設10年目の振り返り～（馬目雪枝）

・「りんぷくナイトセミナー」導入が長期治療実習等に及ぼすメリットの検証（町田志樹）

・通所リハビリテーションサービスの提供体制と高齢者人口の地理的分布（太箸　俊宏）

・学生が行う臨床実習Ⅱの担当症例の疾患に関する現状調査～身体分野・老年分野の実習について～（小笹　久志）

医療分野2　企業・地域連携分野　座長　奥田久幸先生

・古傷への刺鍼が著効した1症例（中村幹佑）

・第8回鍼灸学科上海中医薬大学研修を終えて（渡邊靖弘）

・第２回柔道整復学科ﾌﾛﾘﾀﾞﾄﾚｰﾅｰ研修を終えて！
　～University of Central Florida・IMG ACADEMYとの研修～（大隅祐輝）

・パズル＆ボードゲームによる地域コミュニティイベント実践報告（細田和幸）

・受講生の背景をふまえた学習システムの再構築　～「人」を中心としたつみあがるしくみを目指した第一歩～(上田朗子)

学修支援実践分野　座長　中村泰規先生

・中退率削減に向けた試み（中村真一郎）

・高等教育における「低意欲学生」の傾向把握と改善案の検討～学習意欲改善による休退学者減少を目指して～(町田志樹)

・基礎3科目模試に対するRemedial教育・Advanced course導入の学習効果の検証（町田志樹）

・2年生中間層に対する取り組み　～国試対策委員としての関わり～　（高瀬　慎輔）

シンポジウム　「保健・医療・福祉が社会に果たす役割　ー企業、地域との連携ー

『学園としての課題「人材育成」へ企業・地域連携の強化が重要』,コーディネーター大谷校長の発話からシンポジウムは開始した。3人のシンポジストの発表（キーワードは下記）と質疑が行われた。

最初に介護とＩＴを同時に考える会社㈱ビーブリッド　代表取締役　竹下康平氏

業界のヘルプマン。業界初の「介護ＩＴ基礎講座」を日本福祉教育専門学校で本年度開講している。「日本は2020年3割が高齢者、2050年肩車型社会(65歳以上1人：20～64歳1.2人)。介護事業はマーケット大。」「介護のIT化は遅れており、IT企業は現場を知らない。それでは対策も打てない。」「成長分野の介護IT、未来投資戦略でもビッグワードであり、今年は、IT導入が間接的かつごく一部であるが、介護保険の加算要件に入り始めた、潮目の一歩。」「介護のIT化に対しては、介護経営層はポジティブだが現場は嫌悪感と苦手意識の中でPCを使う状況。今の介護ITは事務を良くするもの。これを“利用者さんの「倖せ」（ケアに注力）の為、目指すべきは介護の質に寄与(直接・間接)出来るITに。」学校との連携の意義「介護事業者とIT企業を、教育が下支えし、繋げていくとができる。」

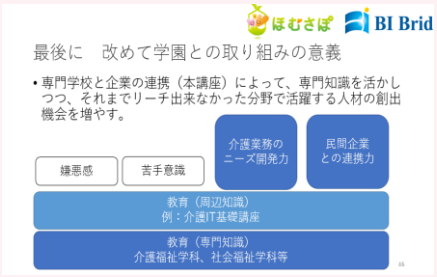

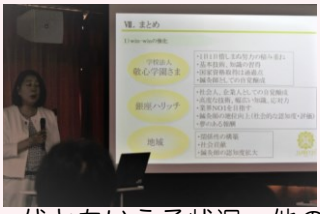

続いて、美の追求をする㈱N-LaBo銀座ハリッチお客様相談室室長　川辺眞理氏

（元大手化粧品メーカーお客様さま相談室クレーム対応責任者）「クレーム対応と供に問合せ・相談・指摘の対応を行い、お客様の声を接遇・研修の改善にも繋げ信頼の獲得・醸成、ファン拡大を計る。」「鍼灸業界は既に飽和状態で、戦国時代ともいえる状況。他の鍼灸院との差別化が必要。」「内面治療と外面美容へ、プロとして4つ＜目・口・手・心＞を鍛える。」「“基本技術と知識”“痛くない独自の技術と豊富な知識”“治療と美のプロとしての知識・技術の追求”プラス“銀座ハリッチの最高のおもてなし（接遇）”により、期待をはるかに超える“感動”をお客様に感じていただくことを目指す。」現在、3名の日本医学柔整鍼灸専門学校の卒業生が院長やトップ鍼灸師、そして各院のクレーム対応責任者として活躍する。最後に3者の連携“WinWinの強化”。

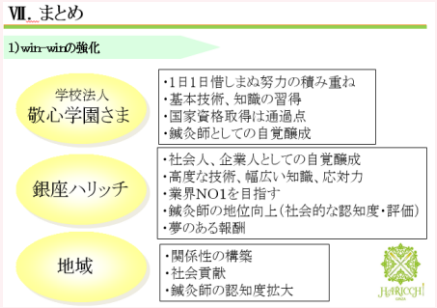

学校の立場から　日本児童教育専門学校　阿久津摂　副校長

2014年の学校の危機を契機にした動き、「学校だけで何かするではなく、地域、企業とより深く関わる、それを学校の強みにする。3ステップ。①学校づくりの模索、②働きながら学ぶことの可能性を含めた企業開拓、③産業界と築いた関係を深化」。具体例では「①時代に合った学校を目指し、時間割・修業年限も変更、民間学童など複数法人と連携、業界初の試みである働きながら学べる契約社員制度など実施。②自分とマッチした職場を選択できるように“社会貢献”“教育”をキーワードに、特色ある企業に理解を得て連携先を増やす。③企業連携の幅と質を深めるために協働してデュアル教育推進事業で学校と保育現場がともに現場実践基礎力を評価する“評価表”など作成。そして“企業”“学校”“地域”連携の深化へ、右図にあげるような育幅広い展開をし続ける。

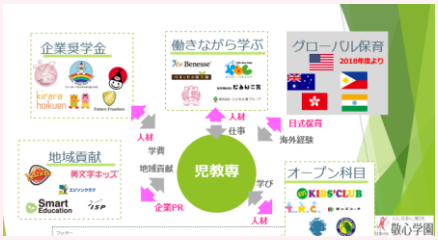

シンポジウムの最後にまとめとして連携の大切さを一言ずついただいた。

「知識の交換という機会、教育機関がイニシャチブを」（竹下氏）

「学生に働く現場の実情を伝える、何が重要か未来に向け考える機会」（川辺氏）

「人的交流機会を増やすことが大切、話し合う機会から相互理解深まる」（阿久津氏）

最後に小林理事長より研究発表の閉会の辞をもって閉幕した。　（職業教育研究開発センター 杉山）

特集

第１研究班　「介護過程」

佐野日本大学短期大学
吉田　志保

「介護過程」とは、「利用者が望む生活を実現するために、介護職がその専門的な知識・技術ならびに固有の価値にもとづき、利用者と協働のもと、意図的に支援するための思考と実践の過程」です。

「介護過程」研究班では、介護福祉士養成校での「介護過程」教育に、アクティブラーニングを取り入れ、学生が主体になって取り組めるように、「介護過程ワークブック」を2016年４月に出版しました。

その後、特別養護老人ホームや、老人保健施設の介護職員などに、「介護の現場での介護過程の実践」について、聞き取り調査をおこない、2017年９月には、日本介護福祉学会において、「介護福祉施設における介護職員の介護過程展開についての予備的研究」を発表しています。

考察として、施設では、計画的な介護過程が展開されていない施設が６０％見られ（グラフ１）、介護過程とケアマネジメントが明確に区別されていない現状が見られた。（グラフ２）本来、介護過程とケアマネジメントは別であり、ケアプランと連動しながら、個別介護計画を作成し、実施、評価する必要がある。

グラフ1

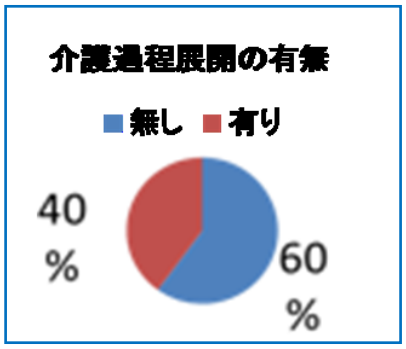

グラフ2

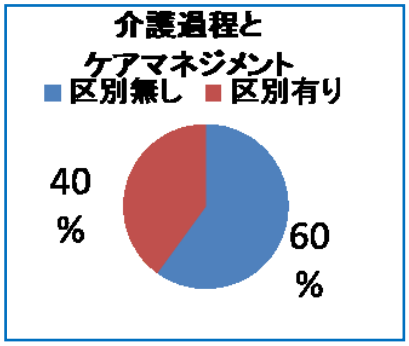

また、介護過程の実行状況として、　自分が作成した計画以外、把握しきれず、実施も時間や人がいる時（介護職）のみ、ランダムに行っている現状が見られた。これらの結果を踏まえ、2018年6月発行予定の敬心ジャーナルでは、　研究ノート、「介護施設における本人のニーズを重視した個別支援(ケア)を適切に行うための方法として「介護過程」の実践に関しての考察」を投稿しています。

この研究では、介護福祉士養成校で使用している「介護過程」についての主要テキストについて、先行研究や、主要テキスト４冊に加え、介護職員向けのワークブック１冊、合計５冊も加え比較検討しています。　結果として、介護過程については、テキストの中でも定義やアセスメント、プロセス、評価、ケアマネジメントとの関係において、看護過程や社会福祉援助技術、介護保険制度のケアマネジメントなど、どの手法を取り入れたかによって違いが見られ、未だ統一されていないことが明らかとなった。　今後、介護施設で介護過程を実践していくためには、介護福祉教育の中で統一された定義や、方法を教授していく事が前提となる。　その上で介護施設において、職業教育の中で介護過程を取り入れ、学習していくと共に、介護施設での実践を行う必要があります。

今後の「介護過程」研究班の研究予定として、2018年8月に仙台で行われる、日本介護福祉教育学会での発表を予定しております。

また、「介護過程」のアセスメントにおける「介護診断」の基準について考え、標準的なアセスメント項目の作成を目指し活動していきます。

現在、「介護過程」研究班は、新メンバー募集中です！介護職員・教員の皆様「介護過程」に興味がある方、奮ってご参加下さい。一緒に、利用者の幸せな生活のために、必要な「介護過程」の研究してみませんか？お待ちしています！(^_-)-☆

特集

第3研究班　「研究外国人留学生の学習支援」

認定特定非営利活動法人　外国人看護師・介護福祉士教育支援組織
理事　蔵本　孝治

2017年9月から在留資格「介護」が創設され、介護福祉士養成施設（以下、養成校）を卒業して介護福祉士資格を取得した外国人が就労することが可能になった。

これを先取りする形で、2015年度から養成校に留学生が増加している。一方で、留学生に関する十分な体制やノウハウが確立していない養成校においては、教員が留学生の学習と生活の支援をどのようにしていけば良いか悩んでいる状況が見受けられる。

年度	人数 国	主な出身国	留学生比率
2014	17人 5か国	中国(12)、ベトナム(2)　など	0.2%
2015	94人 9か国	ベトナム(39)、中国(27)、ネパール(15)、ミャンマー(6)　など	1.1%
2016	257人 15か国	ベトナム(114)、中国(53)、ネパール(35)、フィリピン(28)　など	3.3%
2017	591人 16か国	ベトナム(364)、中国(74)、ネパール(40)、フィリピン(35)　など	8.1%

「介護協 News29No3（通巻25）（平成30年1月17日発行）」をもとに作成

そこで、本課題に対して関心を持つ人々に呼びかけ、「留学生の学習支援に関する研究開発プロジェクト」を本年2月より開始している。

〇第1回（2月28日）

各参加者が留学生や外国人介護従事者にかわっている中で直面している現状と課題の共有、研究テーマについて意見交換を行った。また、研究会の事業計画案（「留学生の教授法、テキスト、カリキュラム等の研究」「教員、実習指導者の養成研修」「留学生と日本人学生が共に行う実践活動」など）を検討した。

〇第2回（3月28日）

ＥＰＡ介護福祉士候補者の日本語教育、国家試験対策にかかわっている難波正子氏（介護福祉士、日本語講師）から教育プログラム、教授法、教材などについて、レクチャーを受けた。また、前回の討議を踏まえ、留学生受け入れの現状についての課題整理表を作成した。

〇第3回（4月23日）

前回に引き続き、難波氏からレクチャーを受けるとともに、留学生と日本人学生がチームで行う実践活動（留学生の母国で展開する介護の研究開発）について検討した。

〇第4回（5月30日）

国際的な視点から、外国人ケア労働者の移動と人身取引（強制労働）の問題について、小川玲子氏（千葉大学社会科学研究院）から「外国人ケア労働者受け入れ先進国、台湾の事例から」、佐々木綾子氏（千葉大学国際教養学部）から「国先的な「人」の移動が引き起こす諸問題‥留学生が巻きこまれないために」をテーマとしたレクチャーを受けた。留学生に対する介護施設の奨学金について、法律や人権の観点から懸念される実態があることが議論された。

〇第5回（6月27日）

「介護福祉士養成施設における留学生教育の現状と課題～介護福祉教育と日本語教育の協働～」をテーマとして、日下倫子氏（日本福祉教育専門学校）、品川智則氏（東京YMCA医療福祉専門学校）から報告を受けた。試行錯誤ながらも、介護教員と日本語教師が相互の専門性を踏まえて連携し、留学生支援のノウハウ（教授法・実習指導法・テキストなど）が形成されつつあることが理解できた。

今後も月１回のペースで研究会を開催し、各養成校の実践、先行するＥＰＡの知見を共有しながら、留学生に関する課題について検討し、学習支援方法を確立していきたい。

特集

第２・4～8研究班の活動状況

第２研究班　１０年後の高齢者護ニーズとサービスに関する研究（団塊の世代の介護）

「介護」は言うまでもなく様々な対人援助活動の一環である。従って、介護される人のニーズに対応するのは当然である。しかし、多分、特に近年、人手不足のせいもあり、現場の介護者のコントロールが出来ていないのか、「医療モデル」が先行したせいなのか、利用者よりも介護側の都合が強調される傾向がある。勿論、これで良い訳はないのだが、介護する人に事実上命を預ける要介護者は何も言えず我慢してきている傾向がある。

しかし、何時までもこういう状態が続くとは思えない。現に、介護施設の入居待ちが無くなっている県の介護施設の介護サービスの水準は上がりつつある。この点について検証するのが、この研究の目的であった。調査の結果、やはり、現在の要介護者の多数派は戦前の教育を受けたいわば従順な人たちであるが、その次に来る団塊の世代は、そう従順ではないことが証明された。

この研究は、一定の成果を出したので一度打ち切り、次の段階として特に団塊の世代を中心にした10年後の具体的な高齢者サービスや介護に関する研究を開始すべく、現在準備中である。関心のある方は、是非、職業教育研究開発センターにご連絡ください。

川廷　宗之（職業教育研究開発センター長）

第4研究班　介護機器活用（Society5.0対応・ロボット活用等）の研究

現在の障害（のある高齢）者介護に関する大きな焦点は、様々なICTやAIを活用した介護機器の活用であることはとは言うまでもない。どういうわけか、介護福祉士の養成教育の課程にはこの内容が含まれていないが、今後この点に触れない「介護」は考えにくいというのが、一般の常識であろう。

ということで、職業教育研究開発センターでも、このテーマに取り組む準備を始めている。しかし、この研究は、コミュニケーション系と動作系の研究に分かれるし、動作系も介護者を補助する器具と利用者に直接かかわる機器に分かれる。その為に研究は色々と細分化しやすく、取り組むべきテーマも非常に多様である。というわけで、どう取り組むにせよ、研究員の関心に対応せざるを得ない。その意味で、現在は、まず研究メンバーの確定を急いでいる段階である。従って、この研究についても、関心のある方は、是非、職業教育研究開発センターにご連絡ください。

川廷　宗之（職業教育研究開発センター長）

第5研究班.　　心理的支援に関する研究

福祉の分野が対象とするのは、「生活に困難を関することであれ」、「高齢者が抱えている問題であれ」、「心身の障害を抱えることの問題であれ」、すべからく人を対象とする分野での仕事ある。人というのは、肉体的存在であるとともに、心理的に生きる存在であるが、これまでの福祉が重視してきたのは肉体的に生きることの充実であって、心理的に生きる存在でもある人間というものがともすると軽視されてきた。年齢や障害の違いはあっても、人はすべからく「好き嫌い」の感情を伴う喜怒哀楽や思考する力、そして自尊心を有する存在であることを忘れてはならない。この研究班ではそうした視点に立って、日本精神衛生学会ならびに社団法人メンタルヘルス・ビューローの協力を得て、今年度は①高齢者介護における心理的ケアの在り方、②被災者支援における精神的ケアについて、③若者のひきこもり化を防ぐ対応についての三課題に取り組んでいる。①については秋以降に介護職員向けの研修会を、②については八月に一泊研修を実施することが決まっている。

高塚　雄介　特別研究員(一般社団法人メンタルヘルスピュロー　理事長)

第6研究班　職業実践専門課程評価に関する研究

職業実践専門課程の自己点検・評価や第三者評価について4年間基礎研究を行ってきたところ幾つかの課題が浮かび上がってきました。その中の一つが、よくいわれるPDCAサイクルを回すということの誤解でした。

Planにおいて計画しなければならないことの第一は具体的な達成目標の設定です。第二はその目標を達成したことを何によって測定するかの評価指標、第三は何処まででできていればよしとするかを決める評価基準、第四は目標を達成するための戦略の設定です。ところが、従来のPlanは実行することのみを決定して取り組んでいたようです。　本年度はPDCAサイクルを正しく導入することを目指して研究の予定です。

（帝京大学客員教授：安岡　高志 研究員　　職業教育研究開発センター：北出　進）

第7研究班　介護福祉事業の管理者養成に向けたeラーニング活用によるモジュール型学修システム構築プロジェクト事業

働きながら学ぶ必要のある社会人が「できる限り制約なく効率的」に学修できることを目指し、「eラーニングの活用」と「モジュール方式」を前提にした学修システムの検討・構築を目的とする。

調査研究の対象は、日本の介護事業運営における中核的な問題を解決するために、介護福祉領域の法人組織に属する管理者等のマネジメント力の強化・開発に向けた学修とする。

介護事業は、人手不足が最も深刻な業種のひとつであり、自らのマネジメント力強化に時間を捻出することが困難な介護経営層を対象とする本事業は、学修システムの構築・介護分野の課題解決にとって意義のある取り組みと考える。

（職業教育研究開発センター：菊地　克彦・杵渕　洋美）

第８研究班　コミュニティと協働した、「現代的介護福祉教育システム」の構築

後期高齢期を迎える団塊の世代の登場などにより、高度化、多様化する介護ニーズに対応する為、介護福祉士養成校はコミュニティの方々と共に、教育活動を展開していく必要がある。ツメル 更に、地域包括ケアシステムの構築等が喫緊の課題となり、介護福祉士養成教育に対する地域社会からの「新たな要請」や期待に応えた教育内容、教育活動が求められている

介護福祉士養成校は、持っている機能を生かして、地域社会の活性化、地域の健康福祉の拠点として地域を支え、更に、学生は授業・学習の一環（教育カリキュラム）として地域の中で実践しながら学び、地域の住民、高齢者と交流の中で成長する意味は大きい

本事業では、地域コミュニティの活性化を図る「地域活性化の学習プログラム」、「連携先企業等との連携システム」、「関係者の能力開発プログラム」について研究し開発する。

（職業教育研究開発センター：北出　進）

案内

外国人人材受け入れの諸課題と支援策（第３回外国人福祉医療人材育成研究セミナー）

＊小林理事長が4講演の内、最初に登壇予定「介護福祉士教育におけるグローバル人材の可能性」

日時＞　２０１８年７月３０日(月）１３時開始　　会場＞　アルカディア市ヶ谷　私学会館

主催＞　一般財団法人国際人流振興協会　グローバル福祉医療人材専門委員会

参加費(資料代）・定員＞　1名　4,000円　（国際人流振興協会会員2,000円）・150名（先着）

申し込み方法＞　HP専用フォームに記入し、申し込みが可能　www.jpesa.org

問合せ先＞一般財団法人国際人流振興協会　担当：竹内　03-6455-5474

特集：敬心・研究プロジェクト

高等教育における「低意欲学生」の傾向把握と改善案の検討
～学習意欲改善による休退学者減少を目指して～

臨床福祉専門学校　町田　志樹

これまで高等教育領域では、教育施策を背景とした学生の学力の低下と2極差が大きな問題として取り上げられてきた。特に近年では、学力以前に学習意欲が極めて低い学生（以下、低意欲学生）が増加傾向にあり、同群が早期退学に至っているケースが非常に多い印象を受ける。理学療法士養成校として、学生の国家試験合格は責務である。その責務を果たすためにも、学生の学習意欲向上は高等教育において非常に重要な役割を果たすと推測する。

今回、対象は学校法人敬心学園の平成29年度入学者1,025名とした（通信教育対象者は除く）。対象者を医療系学生404名（39.4%）、福祉系学生群621名（60.6%）の2群に区分し、アンケート調査を実施した。結果、学習意欲については前期前半で医療系は21.1%、福祉系は16.2%がやや無い・非常に無いと回答した。この結果からも早期の段階で学習意欲に対する介入を実施することが、高い教育力の実践に繋がると推測し、継続研究を実施する。

表. 学習意欲について

	非常に低い		やや低い		やや高い		非常に高い	
	福祉系	医療系	福祉系	医療系	福祉系	医療系	福祉系	医療系
前期前半	2.2	2.6	14.0	18.5	50.6	48.3	33.2	30.6
前期後半	8.1	4.6	27.1	28.4	48.5	52.6	16.3	14.4
後期前半	8.0	5.8	27.6	21.1	48.1	60.5	16.3	12.6
後期後半	9.7	4.2	28.5	21.2	47.1	60.7	14.7	13.9

中途退学防止のためのHyper Q-Uの活用
～学生のいい学びを目指して～

臨床福祉専門学校　土手　延恭

臨床福祉専門学校理学療法学科１年生の中退率16.2%！

敬心学園の中退率目標は5.0%以下だが、臨床福祉専門学校のここ３年（2015～2017）の中退率は昼間部15.9%、夜間部16.5%である。

理学療法士になる夢を持ち、入学してきた学生には不安も多いと思われる。経済的な理由、病気が理由で中退してしまう学生もいるが、学力不足やクラスに居場所がないなど、学びやすい環境を整えれば、各学生はクラスメートと積極的に学びあい学力も向上すると考える。

『Hyper-QU』は、各学生のやる気や教員・クラスメートへの思い、クラスの状況を把握でき、その学生やクラスにどうアプローチすればいいかが分かる。５月中旬の第1回のアンケート結果から、気になる学生には現在アプローチ中である。また例年、前期試験後に中退率が上がる。各授業の小テスト結果より、各クラス毎に対象学生に対し、個別学習支援中である。

退学率（単位:%）			
昼間部	2015	2016	2017
1年退学率	17.39	12.5	17.78
2年退学率	2.82	11.27	10.14
3年退学率	0	4.76	1.37
平均退学率	7.83	9.46	10.3
夜間部	2015	2016	2017
1年退学率	15.56	12.12	21.88
2年退学率	9.68	0	8.0
3年退学率	2.7	16.66	11.42
4年退学率	3.23	7.89	0
平均退学率	8.33	8.89	10.84

特集

研究のＰＤＣＡを廻す

学校法人敬心学園　職業教育研究開発センター
センター長　川廷　宗之

＜小学生も行っている「自由研究」＞

「研究」というと何となくそれは専門家のやることで自分には関係ないと思っているひとも多い。「学術研究」等というと一層、そう思う人が多くなる。しかし、小学校時代の宿題の「自由研究」というのを体験した人も多いと思う。つまり、「研究」は小学生でも行うのである。では、小学生が行う「研究」と大人が行う「研究」はどこが違うのか。基本的には全く違いはない。疑問に思ったことや、興味や関心があって知りたいと思うことを追求するのはちっとも変わらない。しかし、強いて言えば少しだけ違うかもしれない。

＜小学生の「研究」と大人の「研究」はどこが違うか＞

それは、小学生の研究では、単純に疑問や関心を追求すれば良かったが、大人の研究では「既に解っていること」は研究の対象にならないということである。従って、大人の研究では、「既に解っていること」を知らないと「研究」にとり組めないことになる。その為に、「既に解っていること」を学べていない人は、自分には「研究」は無理だと思い込んでしまいがちになる。しかし、人類の知的遺産「既に解っていること」で、私たちが疑問に思ったり、関心を持つ内容はすべてカバーされているのであろうか。たとえば、あなたの人生がどうなるかは「既に解っていること」なのであろうか。もしそうであれば、既に引かれている線路の上を歩くだけの人生なのであろうか。

＜未知なことは沢山ある。あなたの人生の未来も未知＞

違う観点から、もし、全ての事柄が「既に解っていること」ならば、将来の気象状況は予測可能であり自然災害は起きないであろう。しかし、いうまでもなく、あなたが何時まで生きるのか、どう生きるのか、誰も知らない。つまり、あなたの人生は決められているわけではない。人生を創っていくのはあなたである。とすれば、どう創っていくのか。どんな人生を送りたいのか。そのためには何をどうするのか。先ずはこの辺から考えることになるであろう。

＜人生をあきらめてしまう人々＞

「考えたってどうにもならないや。」とか、「なる様にしかならないさ。」と、自分の人生での幸せを希求するのを諦めてしまう人も沢山いる。対人援助の仕事に関わっている私たちは、そういう人をたくさん見てきている。しかし、そういう人々が決して幸せとは言えないという事実もよく知っている。なぜなら、そういう人は多くの場合、心を病んだりしやすく、追い詰められて自殺したり、下手をすると爆発して全く無関係な他人を殺めたりしてしまう例を見てきているからだ。

＜教育に関わる人は、未来を夢見る人・・・幸せになりたい人＞

人を育てる人(親も教員も)は、その意味では基本的に自分にとっても、育てる対象(子供や生徒・学生など)にとっても幸せな未来を創ろうとしている人であろう。親や教員や対人援助に関わる専門職は、それが実際に出来ているかどうかは別としても、少なくともそう願い、そうなるよう努力している人であろう。とすれば、まずは自分が、どうやって「幸せな未来」を創っていくのか、そのためには、何をしなければならないのかを自覚し、実践していかなければならないはずである。

＜「勉強」ではなく「研究」が大切・・・＞

その為に必要なのは、新たな発見や創造に至る「研究」である。何かを覚える「勉強」ではない。つまり、自分のやりたいことを発見(するために研究)し、それを行っていくと言う新たな創造的行為(を続けるために研究)を行うことで「幸せな人生」の追求(研究)を続けて行くことになる。勿論、研究をするためには、そのために必要な内容を色々と調べなくてはならない。この調べる過程を「学習」と呼んでよいであろう。従って、何かを発見し創っていく（「研究」）ための基礎作業として行う学習はとても楽しいものである。人から強制される勉強は嫌いでも、自分でやりたいことをしている(多分、無意識的に行っている)「学習」は楽しい。

＜何を「研究」したいのか・・・＞

とすれば、「自分は何をしたいのか」ということが研究の出発点である。小学生の自由研究でひっかっかった人は、この「何をしたいのか」が上手くつかめなかったのではないだろうか。(まわりの大人たちの言動に左右されやすいなど、子供が自分の本音を出せなくなる理由は沢山あり、それを繰り返していると自分が分からなくなってしまう可能性は高い。）　しかし、大人になればそういう桎梏からは離れて(割り切って)、自由に考えればよい。つまりは、まずは、何を研究したいかである。何が、自分の行く手を阻んでいるのであろうか。乗り越えなければならな課題は何なのであろうか。その問題を、研究課題とし当該問題を解決することがまずは基本である。

＜研究のＰＤＣＡを廻す＞

研究課題が決まるという事は、解決したい目標が決まるという事である。とすれば、それにどう取り組んでいくか計画を創らなけらばならない。闇雲に突っ込んでいても答えを得られる確率は低い。そしてその計画を実行し一定の答えが出たら、それで当該問題を解決できるのか、どこが出来てどこが出来ないのか点検してみる必要がある。勿論、計画を創る段階では、問題が解決できることを目指して創るのだが、そう簡単に解決できる答えが出るとは限らない。その上で、残された課題（出来ない部分）を解決課題として再び取り組んでいくことになるであろう。このこのサイクルが、ＰＤＣＡサイクルである。

＜尽きない研究課題‥その検証の重要性＞

この様にＰＤＣＡサイクルを廻していくと、何時までも続くのだが、それは幸福の追求であるので、楽しみが続くことになる。しかし、その過程で、他人の目で検証してもらったり、他者に研究成果の情報を流すことで、他者にも貢献していくのが研究発表である。

この様に考えるならば、私たちは日々研究を無意識にも行っているはずである。大切なのは、それを意識的に行い発表などを通じて検証していく事であろう。

＜職業教育研究開発センターを勝義てください＞

職業教育研究開発センターは、このために研究発表(口頭・論文)の場や、
共同研究の場を用意している。
是非、積極的にご活用いただければ幸いである。

資料

拡充された「専門実践教育訓練給付金」「教育訓練支援給付金」（平成33年度まで）

“雇用保険”の両給付制度　平成30年1月に拡充されています

厚生労働大臣の指定を受けた専門的・実践的な教育訓練へ教育訓練経費の50%（年間上限40万円／最大3年間）の給付が受けられる制度。また、受講修了後1年以内に資格取得などし、雇用保険の一般被保険者として雇用されると、教育訓練経費の20%相当額を追加給付（計、年間最大56万円／3年合計の最大は168万円）

また、専門実践教育訓練給付金の受給資格を持つ方のうち、受講開始時に45歳未満、かつ訓練期間中失業状態にあるなど一定の条件を満たす場合、訓練期間中に「教育訓練支援給付金※」の給付を受けることができる。

※平成34年3月31日（平成33年度）までの時限措置

＜給付の対象講座（過程）＞

- 指定基準を満たし厚生労働大臣の指定を受けていることが必要、講座指定は年２回（4/1・10/1）
  有効期間は３年間。継続には、再度の書類提出が必要。
- 対象講座は（1）**業務独占資格、名称独占資格の取得を目指す養成施設の課程**（訓練期間1～3年）
  （2）**専門学校の職業実践専門課程**（訓練期間2年）
  （3）**専門職大学院**（訓練期間2年（資格取得につながるものは、3年以内で取得に必要な最短期間）　など

（1）の例　　（前年度の修了者に係る実績が基本）

- 目標資格の受験率80%以上　（分母：入講者）
- 受験者全体に対し平均合格率以上（分母：受験者）
- 訓練修了後の就職等の状況（訓練給付金受給者　又は修了者全体）就職・在職率80%以上（分母：入講者）

＊あくまで抜粋した条件、詳細は
「教育訓練施設向けパンフレット」などの確認が必要

対象となる例

	全体	給付金対象
入講者	100	18
受験者	86	
合格者	75	
就職･在職者	82	15

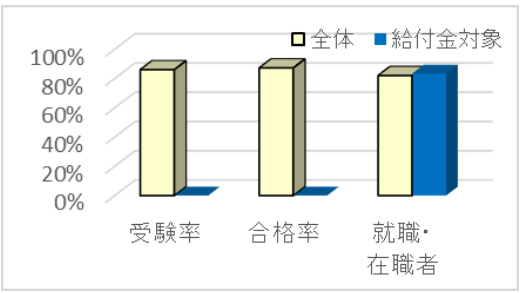

＜給付の対象者＞

- 受講開始日に支給要件期間（同一事業主に一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者として雇用された期間が3年（初回受給では2年）以上ある方
- 一般被保険者等の資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が3年（初回受給では2年）以上ある方
- 複数事業所で雇用された場合も、離職期間が1年未満の場合は通算が可能（下図参照）

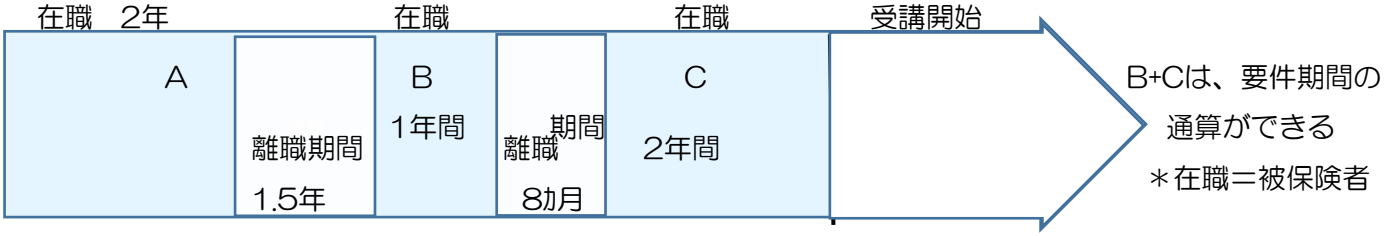

- 支給実績がある場合、前回の受講開始日以降の要件期間が3年以上で新たに資格が発生。受講開始日より前の被保険者等であった期間は通算しない。尚、妊娠・出産、育児、疾病、負傷などで30日以上受講開始ができない日がある場合、ハローワーク届出により、その期間分対象期間延長可能（最大19年間）

＜申請への手続き（給付対象本人の申請）＞

・給付を受けるためには、受講開始以前に“専門の研修を受けた訓練対応キャリアコンサルタント”による訓練前キャリアコンサルティング（～ｼﾞｮﾌﾞ･ｶｰﾄﾞ交付）を受け、受講開始日1か月前までに手続きをする。
（教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票をはじめとする必要書類をハローワークへ提出）
在職者の場合、受講開始日前に勤務先の雇用保険適用事業所の事業主が受講を承認した証明書類（ハローワークの様式がある）でも可能。
＊キャリアコンサルティングについては、最寄りのハローワークへの問合せをする。

・専門実践教育訓練給付は、訓練期間中6か月ごとに支給申請、教育訓練中から支給を受けられます。

・追加支給申請を含め、手続きに関しては、受給者が住む地域を管轄するハローワークと確認する。
（訓練修了後は修了日の翌日から１か月が支給申請期間）

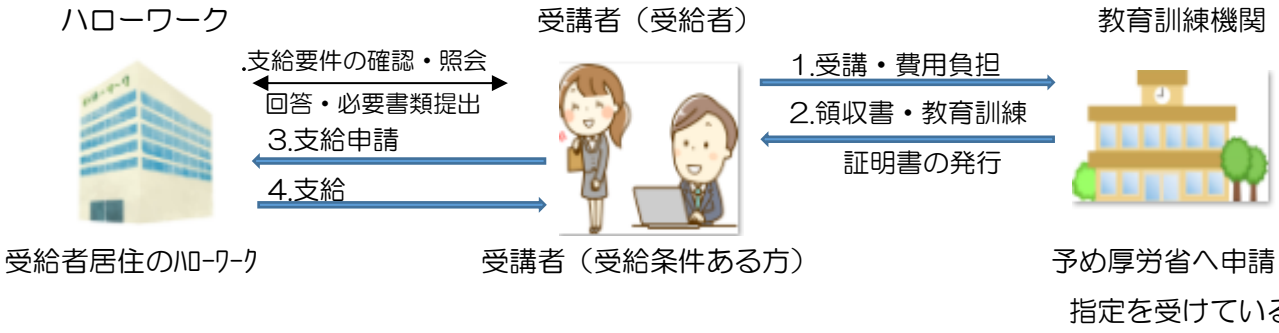

＜教育訓練支援給付金＞

専門実践教育訓練給付を受ける45歳未満の失業状態の方（条件は下記も確認）で訓練受講中、失業保険（雇用保険）の受給資格がある方が、受けられる制度。
手続きは受講開始日の1か月前までに行う（その時点では在職中の場合、一般被保険者でなくなった日の翌日から1か月以内（受講開始日前まで）に手続きが必要）

＜支援給付金の対象者＞

受講開始時に45歳未満
はじめて専門実践教育訓練を受講する（通信制または夜間制は除く）訓練を修了する見込みがある方
一般被保険者でなくなって（離職して）から１年以内に専門実践教育訓練を開始する方

＜支給金額・申請＞

基本手当の日額80%、2か月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じた額を支給
事前の手続き同様に管轄するハローワークに本人が受講中及び受講終了後、必要書類を提出する。
（教育訓練支援給付金の受給資格者証、教育訓練支援給付金受講証明書　など）
＊原則として2か月に1回の教育訓練支援給付金の認定日に、ハローワークで失業の認定を受ける

------厚生労働省“教育訓練給付制度” ----------
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html0
下記　教育訓練給付制度（検索システム）　で制度や講座も確認可能
http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku

募集

9月29日(土)　第7回公開研究会（職業教育研究開発センター主催）
介護におけるダイバーシティをどう進めるか

午後1時半から4時45分まで　　（下記、予定コンテンツ）

基調報告「留学生の学習支援に関する研究開発プロジェクト」の経過報告と今後の計画について

第一部　パネルディスカッション　（仮）『留学生から見た日本の介護』

コーディネーター　佐々木綾子先生（千葉大学）

シンポジスト　　３専門学校より、現役留学生2名・卒業後介護施設勤務者（調整中）

第二部　事例報告　（仮）『留学生と共に創る地域社会――地域で育つ多文化介護』

進行　小川玲子先生（千葉大学）

報告者　依頼・調整中

＊会場:高田馬場（早稲田速記医療福祉専門学校）　費用:参加（資料）費 500円(予定)

詳細は追って各校及び研究員へご案内します。　出席希望される方はvetrdi-kensyu@keishin-group.jp あて申し込みください。お名前　所属　電話番号・連絡先メールアドレスをお知らせください。

募集・周知

「敬心・研究ジャーナル」第２巻第２号　投稿原稿募集・執筆要領改訂
（2018年.12月末発行予定）

＜投稿：入稿関連スケジュール＞

投稿（タイトル：題目）申し込み締め切り……7月20日

査読あり原稿入稿〆切……9月10日、　査読なし原稿締め切り……10月15日

＜投稿カテゴリー＞

総説、原著論文、研究ノート、症例・事例研究、シンポジウム・学会研究会報告、評論、実践報告

＜投稿資格＞

原則として敬心学園の教職員、職業教育研究開発センター研究員（編集規程より抜粋）

＊研究員登録は、RDIセンターへメール　journal@keishin-group.jp　または学園HPよりお願いします。

＊投稿に関する詳細は「編集規程」「投稿要領」「執筆要領」をご確認ください。(敬心・研究ジャーナル巻末に掲載。）但し、執筆要領「引用」に関する記載を6.28付で改訂しています（J-stage掲載の為）

執筆要領　5．文章の形式　下記を追加

ただし「引用文献」はJ-stage掲載の為、簡潔にまとめて表記してください。

例 日本語文献の場合　〇〇著者名〇（000発行年000）「〇〇タイトル〇〇」『 〇〇 文献名〇〇』第〇〇号、00－00頁、　〇〇出版社 名〇〇。

英語文献の場合　Taro Keishin (2018) “aaa bbb（タイトル ）cccc ” *Keishin Journal of Life and Health （書名は必ずイタリック）Vol.00, No.0,* America(国名)

＊聖書の翻訳本文は勝手に改変されたり，訂正されたりしてはなりません。また誤記や誤字も注意しなければなりません。聖書の翻訳本文の引用，転載の際には必ず出典の明記が義務づけられます。

例）日本聖書協会『聖書 新共同訳』　詩編口編口節

日本聖書協会『新共同訳 新約聖書』　マタイによる福音書〇章〇節　など

次号予告 １０月１５日発行予定

＜特集＞（仮）ダイバーシティ教育をどうすすめるか

・第7回公開研究会　実施報告

・敬心・研究ジャーナル　第2巻第2号のご案内　　ほか